

新型下水道PFIを後押し

汚泥エネルギー商品化

新制度創設し間接補助へ 国 交 省

の支援制度創設で炭化汚泥の下水道PFI事業が大きく伸びる可能性が高い。

国土交通省は来年度に、地方自治体が行う下水道PFI事業を支援する「民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度」を創設し、下水汚泥等の資源化・再利用の本格的普及を目指す。下水処理施設内で汚泥エネルギーの再生利用を図る従来のPFI事業と異なり、再生処理を施した「炭化汚泥」を発電エネルギーとして電力会社に供給販売するPFI事業を想定。CO₂削減など環境面のメリット向上だけでなく、バイオマスエネルギー商品として下水汚泥を積極的に流通させることが可能なPFIモデルの普及につなげていく考え。

新制度では、地方自治体など下水道管理者と共同で「炭化汚泥」の発電エネルギー供給を試みるPFI事業に対し、下水汚泥等の循環利用計画の策定費を補助対象とするほか、民間事業者が実施する資源化施設建設費の間接補助を行う。

具体的には、①資源化を前提とした下水汚泥等の処理施設の一定以上のCO₂削減効果が見込まれる貯蔵施設などの関連施設が対象となる。BOT方式による自治体PFI事業を国交省が間接的に後押しすることになる。

電力会社が「炭化汚泥」を発電エネルギーとして購入する試みは、東京電

つがある。
東京電力と東京都の共同事業では、東京都下水道局砂町水再生センター（江東区）の「東部スラッジプラント汚泥炭化事業」の設備整備と運転保守を東京電力が受託し、バイオ燃料会社が炭化汚泥を石炭火力発電所（勿来発電所）へ販売する事業スキームを官民が共同で構築。今年10月からプラントが本格稼働を開始する。こうした官民共同事業は、愛知県と中部電力、宮城県と民間製紙会社などで具体化が進められている。
発電事業で一定量の再生エネルギーを使用することが法的に義務付けられていることや、京都議定書の目標達成に官民双方が取り組む必要が生じている背景もあり、国交省